資料4

これまでの検討経緯

① 平成29年度の検討経緯
― 明治記念大磯邸園(仮称)検討会議 ―

② 平成30年度の動き
― 都市計画公園の都市計画決定手続き ―

明治記念大磯邸園(仮称)検討会議

国交省、神奈川県、大磯町は、明治記念大磯邸園(仮称)の事業の推進を図るため、平成29年8月に「明治記念大磯邸園(仮称)検討会議」を設置し、事業計画等の検討を進め、平成30年3月に基本認識、役割分担の基本的な考え方等についてとりまとめた。

設立趣旨

国、神奈川県、大磯町の三者が連携し、明治記念大磯邸園(仮称)の事業の推進を図る。

目的

神奈川県大磯町にある旧伊藤博文邸等を中心とする建物群及び緑地を「明治記念大磯邸園(仮称)」として整備し、建物群等を一体的、有機的に保存・活用する方策を検討する。

構成員

国土交通省、神奈川県、大磯町

検討経緯

第1回　平成29年　8月　1日　　第2回　平成29年　8月29日
第3回　平成29年10月12日　　第4回　平成29年12月25日
第5回　平成30年　1月29日　　第6回　平成30年　3月29日

⇨ 引き続き、平成30年度は、国交省、神奈川県、大磯町で組織する「明治記念大磯邸園行政連絡会議」により、調整を図っている。

資料２

明治記念大磯邸園（仮称）検討会議のまとめ

１　名称

○　「明治記念大磯邸園（仮称)」は、国と地方公共団体が整備を行うにあたり、「明治記念大磯邸園」と称するものとする。

２　基本認識

○　次の基本認識のもと、国と地方公共団体が連携して、明治記念大磯邸園の整備を行うこととする。

国：「明治 150 年」関連施策の一環として、明治期の立憲政治の歴史や意義等を次世代に遺していくため、地方公共団体との連携の下、旧伊藤博文邸を中心とする建物群等の一体的、有機的な保存・活用を図る。

県：明治期以降の歩みを後世に伝えていくことは重要であり、地域が取り組む「新たな観光の核づくり」や、官民協働で取り組む「邸園文化圏再生構想」を一層推進し、地域の活性化を図る。

町：大磯町総合計画やまちづくり基本計画等に位置付けられた、「歴史的建造物等のある風景の保全・活用」や「地域特有の環境保全と緑の環境形成」、「地域資源を生かした観光の推進」を図る。

３　計画区域

○　明治記念大磯邸園の「計画区域」は、神奈川県中郡大磯町において、旧伊藤博文邸（滄浪閣）を中心とした、旧大隈重信邸、旧陸奥宗光邸、旧西園寺公望邸跡（旧池田成彬邸）の建物群（以下、「歴史的建物群」という。）とその周辺の緑地等（計画区域全体：約６ha）とする。

○　計画区域には、小淘綾海岸松林特別緑地保全地区のうち、歴史的建物群の敷地内の区域、大磯こゆるぎ緑地及び稲荷松緑地の区域を含むものとする。

○　計画区域から、町が既に指定・保全している特別緑地保全地区を除いた区域について、「都市計画公園」の都市計画決定手続きを行う。

４　役割分担の基本的な考え方

○　平成 29 年 11 月 21 日の閣議決定を踏まえ、「明治 150 年」関連施策の一環として、国と地方公共団体が連携して、明治記念大磯邸園の整備を行う。

○　国は、明治期の立憲政治の確立等に関する歴史的遺産の保存・活用により、立憲政治の歴史や意義等を次世代に遺していくため、歴史的建物群及びその周辺の区域を中核的な区域（国が設置する公共空地）として整備を行う。

○　地方公共団体は、国の施策と連携した地域資源の保全・活用により、観光振興や地域活性化を図るため、特別緑地保全地区及びその周辺の区域における緑地等の保全・整備を行う。

○　地方公共団体が分担する区域のうち、町が既に指定し、引き続き保全に取り組む特別緑地保全地区を除く区域については、地域振興の拠点としての活用を町が主体的に行うことができる観点などから、町立都市公園として、県から町への財政的・技術的支援の下、整備を行う。

○　国と地方公共団体の具体の分担区域や県から町への具体の支援内容等については、国が地方公共団体と連携して取りまとめる明治記念大磯邸園に係る計画の検討を踏まえて決定する。

○　国と地方公共団体は、明治記念大磯邸園について、一体的・有機的に、コスト縮減にも努めながら、整備及び管理を行うことにより、整備効果を高めるとともに、地域住民の参加の推進及び民間活力の活用を図る。

５　平成 30 年 10 月目途の一部公開

○　国は、平成 30 年 10 月を目途に一部区域の公開について、地方公共団体と連携・協力し、取り組む。

参考資料

明治記念大磯邸園　計画区域（案）

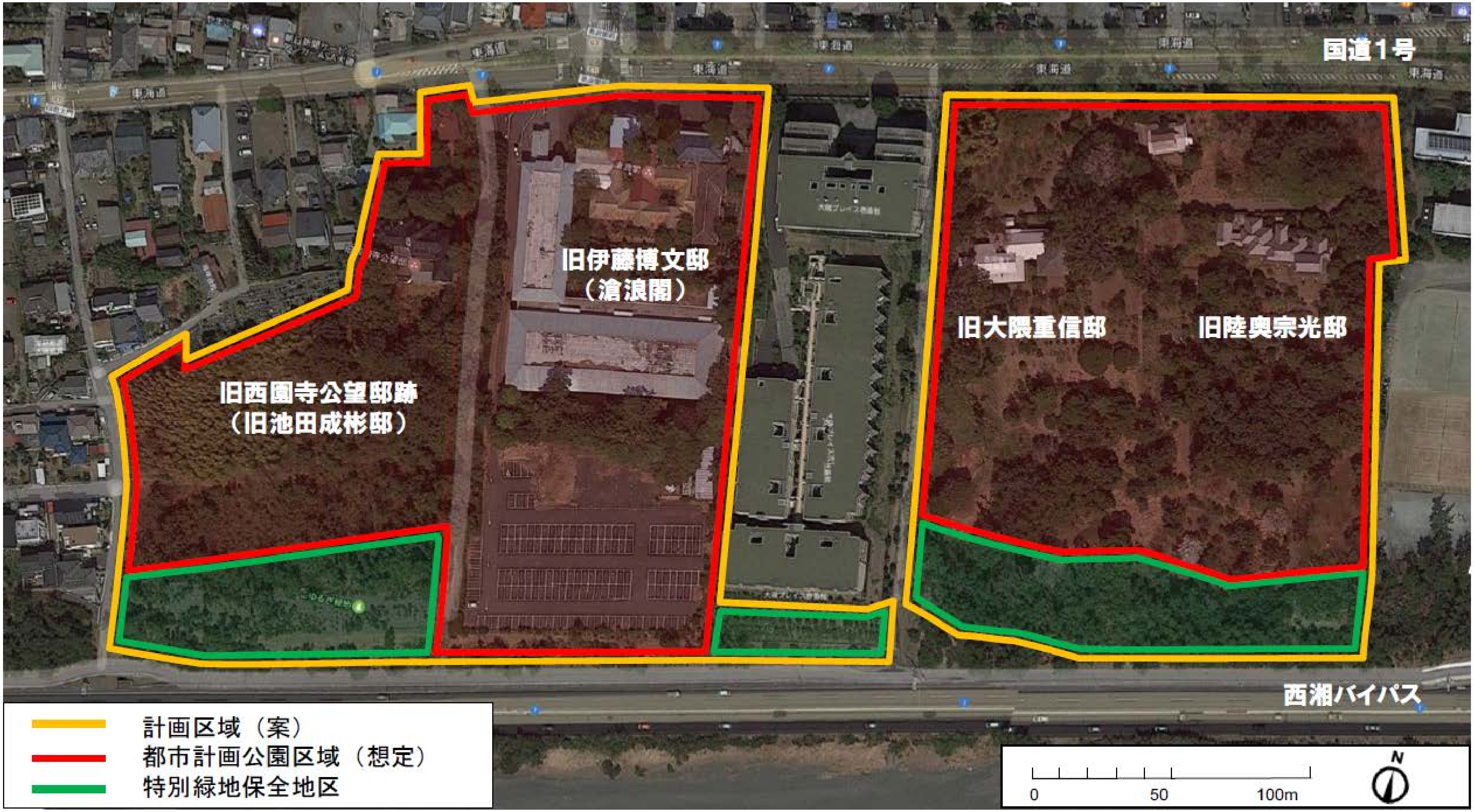

※ 平成30年3月時点の案であり、関係機関等との調整を踏まえて今後変更する場合がある。

① 平成29年度の検討経緯
ー 明治記念大磯邸園（仮称）検討会議 ー

② 平成30年度の動き
ー 都市計画公園の都市計画決定手続き ー

国土交通省

都市計画公園の都市計画決定手続き

都市計画決定手続きの流れ

1. 5月12日 懇談会※の開催
2. 都市計画原案の作成
3. 原案の縦覧・意見募集 説明会の開催
4. 都市計画案の作成
5. 案の縦覧・意見募集 説明会の開催
6. 都市計画審議会
7. 都市計画決定の告示

※ 明治記念大磯邸園の都市計画手続きに係る懇談会

大磯町まちづくり条例の規定に基づき、都市計画の「基本的な考え方」を住民向けに説明

日時：平成30年5月12日（土）10:00～12:00
場所：大磯町保険センター
説明者：大磯町、国土交通省
参加者：町民等41名

内容：
1. 「明治記念大磯邸園」について
2. 「明治記念大磯邸園」の整備について
3. 都市計画の基本的な考え方について
4. 都市計画手続きの今後の進め方